

はじめに

くに どうこう 国の動向

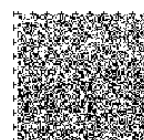
くに 高齢者・障がい者等を含む全ての人が暮らしやすい共生社会の実現を目指して「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号、以下、「バリアフリー法」という。）」を制定しています。この法律では、高齢者、障がい者等が安全かつ便利に移動や施設利用ができるよう、物理的なインフラ（ハード）とサービスや制度（ソフト）の両面でバリアフリー化を進める施策を実施しています。

また、平成30（2018）年・令和2（2020）年にはバリアフリー法が改正され、理念規定として「共生社会の実現」と「社会的障壁の除去」を位置づけるとともに、国及び国民の責務として、高齢者、障がい者等に対する支援が心のバリアフリーの重要なポイントとして明記されました。そのほか、公共交通・道路・建築物に関するバリアフリー基準適合義務の対象拡大や、市町村が移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）を定める制度が新たに創設されました。

バリアフリー法 (平成18年12月施行)
・ 旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物の面的なバリアフリー化を促進するための法律



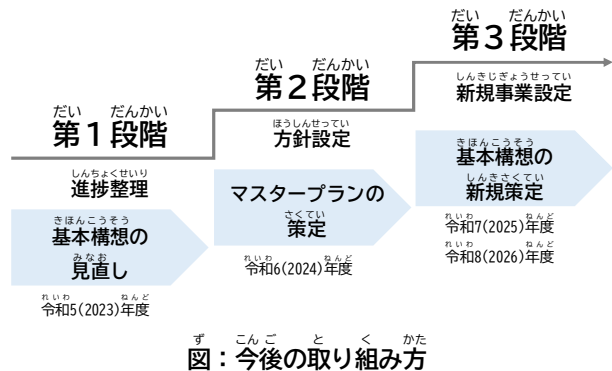
改正バリアフリー法 (平成30年11月・平成31年4月・令和3年4月・令和2年6月施行)
・ 面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すマスタープラン制度の新設 ・ 心のバリアフリーのさらなる推進等



市の動向

本市では、吹田市内の10地区15駅を4段階に分け、平成14（2002）年から段階的にバリアフリー化の計画となる基本構想の策定と重点整備地区におけるバリアフリー化事業を継続的に実施しています。また令和5（2023）年度には、これまでの事業のおおむねの完了を確認するとともに、駅利用の安全確保の観点から、近年積極的に進められている可動式ホーム柵の設置を新規事業として追加するなど、更なるバリアフリー化の第1段階として、これまで策定した吹田市バリアフリー基本構想を見直しました。

今年度は、バリアフリー化の方針設定を行うマスタープランの策定（第2段階）、その後、新たな事業を設定するための基本構想の新規策定（第3段階）を実施します。

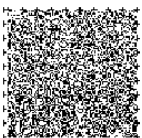


バリアフリーマスタープランの策定について

国の動向を踏まえ、バリアフリーに関する取り組みをさらに推進していくため、この度、「吹田市バリアフリーマスタープラン」を策定しました。

本マスタープランは高齢者や障がい者（身体・知的・精神）など、だれもが安全で便利に移動できる環境を整備するための、本市全体のユニバーサルデザイン化の方向性を示すものです。

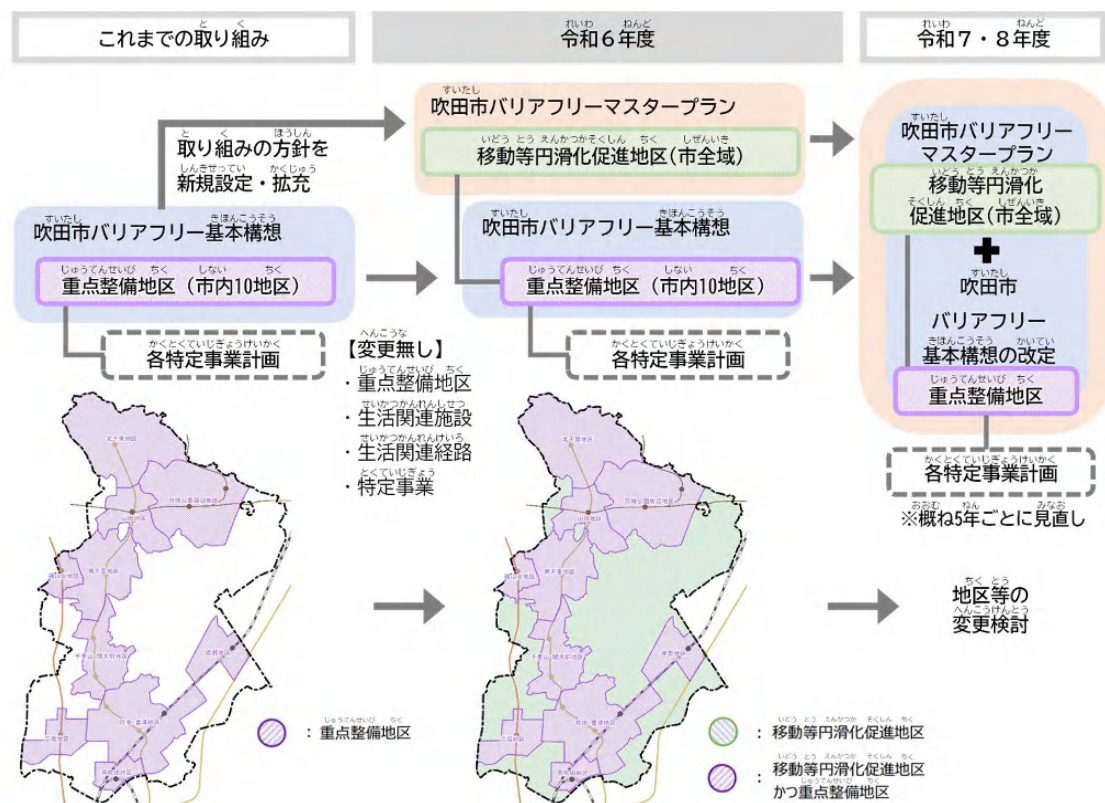
特に本市は、市内全域が人口集中地区（DID）であり、人口密度は全国的に見ても高い水準です。また、高齢者・障がい者等の利用する施設（生活関連施設となり得る施設）が市内全域に立地している状況から、市内全域をバ



リアフリー化の必要な区域（移動等円滑化促進地区）として設定します。

併せて、本マスタープランでは、施設整備などのハード面だけでなく、全ての人が相互に思いやり、助け合うための「心のバリアフリー」を基本としたソフト面の取り組みを推進し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、安全に安心して暮らせる「ユニバーサル社会」の実現を目指します。

本マスタープランは、今後10年間の取り組みの方針を示し、おおむね5年ごとに評価を実施して必要に応じて計画の見直しを行います。計画の実施にあたっては、市民の皆さま、施設設置管理者、関係機関等のご理解やご協力をいただきながら、本マスタープランを推進していきます。



図：マスタープランと基本構想の関係

